

2024年9月13日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都千代田区大手町二丁目6番4号  
古河電気工業株式会社  
代表取締役社長 森平 英也



古河電気工業株式会社（以下「当社」という。）は、古河電工産業電線株式会社（以下「承継会社」という。）との間で、2025年10月1日を効力発生日として、当社が行っているメタル電線に関する事業（以下「本件事業」という。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施いたします。

本件分割に関する会社法782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別添1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

承継会社は、本件分割に際し、普通株式2株を新たに発行し、その全てを当社に交付します。

当社に対して交付される株式の数につきましては、承継会社が当社の完全子会社であり、また、本件分割に際して承継会社が発行する株式の全てが当社に交付される場所、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額につきましては、次のとおりです。

- (1) 資本金の増加額 0円
- (2) 資本準備金の増加額 0円
- (3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条第1項3号に基づき算出される株主資本等変動額から、前二号に定める増加する資本金及び資本準備金の額を控除した額
- (4) 利益準備金の増加額 0円

上記金額は、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しています。

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別添2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

承継会社は、2024年8月29日開催の取締役会において、2025年4月1日を効力発生日として、承継会社を吸収合併存続会社、株式会社KANZACCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、また、吸収合併契約を2024年8月30日付で締結しました。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第5号)

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ① 当社は、2024年6月10日、持分法適用関連会社である株式会社UACJについて、当社の保有する同社株式の一部2,600千株を売却しました。本売却の実行に伴い、当社の議決権所有割合は25.20%から19.75%となり、株式会社UACJは持分法適用関連会社から外れる見込みです。
- ② 当社は、2024年7月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社となる新会社を設立し、2025年4月1日(予定)を効力発生日として、会社分割の方法により当社の光ファイバ・ケーブル事業及び当社の完全子会社であり光ファイバ・ケーブル関連事業を行っている株式会社正電成和の発行済株式の全部を新会社に承継させることを決議しました。
- ③ 当社は、2024年7月23日、株式会社アドバンテッジパートナーズが投資関連サービスを提供するファンド(以下「APファンド」という。)、東京センチュリー株式会社(以下「TC」という。)の完全子会社であるTCインベストメント・パートナーズ株式会社(以下「TCIP」という。)が議決権株式の全てを保有するサステナブル・バッテリー・ホールディングス株式会社(以下「SBH」という。)の完全子会社であるAP78(以下「公開買付者」という。)との間で、(i)公開買付者による当社の連結子会社である古河電池株式会社(以下「古河電池」という。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買

付け」という。)に当社が応募しないこと、(ii)本公開買付けの成立後に古河電池の株主を当社及び公開買付者のみとするための株式併合(以下「本株式併合」という。)を実施すること、(iii)本株式併合の効力発生を条件として、古河電池が実施する自己株式取得によって当社が所有する古河電池株式の全て(18,781,200株。株式所有割合57.30%)を譲渡すること等に関する契約(以下「本不応募契約」という。)、並びにAPファンド、TC及びTCIPとの間で、当社によるSBHの普通株式(株式所有割合約20%)の取得、その後のSBH及び古河電池の運営等について定めた株主間契約を締結することを決定し、同日付で本不応募契約を締結しました。本不応募契約等により予定される一連の取引により、古河電池は当社の連結子会社から外れる予定です。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社における当社から承継された債務(当社が本件分割により承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みについて

本件分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件分割の効力発生日において承継会社の資産の額は負債の額を上回る見込みです。

これらの点等に鑑みて、承継会社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

【別添1：吸収分割契約書】

【別添2：古河電工産業電線株式会社2024年3月期計算書類等】





## 分割契約書

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）と古河電工産業電線株式会社（以下「乙」という。）とは、吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条 （目的及び分割の方法）

甲は、その営む事業のうち、メタル電線に係る開発、製造及び販売に関する事業（以下「本件事業」という。）の権利義務の全部を、分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

2 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

## 甲 吸収分割会社

商号 古河電気工業株式会社

住所 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号

## 乙 吸収分割承継会社

商号 古河電工産業電線株式会社

住所 東京都荒川区東日暮里六丁目 48 番 10 号

## 第2条 （本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して、普通株式 2 株を新たに発行し、その全てを甲に交付する。

## 第3条 （増加すべき乙の資本金及び準備金の額）

乙が本件分割により増加する資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額 0 円

(2) 資本準備金の額 0 円

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第 37 条第 1 項 3 号に基づき算出される株主資本等変動額から、前二号に定める増加する資本金及び資本準備金の額を控除した額

(4) 利益準備金の額 0 円

## 第4条 （本件分割により承継する権利義務）

甲は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に承継させる。

2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、全て重疊的債務引受けの方法による。

## 第5条 （簡易分割手続）

甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

## 第6条 （分割承認総会）

乙は、2025 年 9 月 30 日までに株主総会を開催し、本契約承認決議その他本件分割に必要な事項についての決議を求めるものとする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第7条 (効力発生日)

本件分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は2025年10月1日とする。  
但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議のうえ、これを  
変更することができる。

第8条 (従業員の処遇)

乙は、法令で別段の定めがある場合を除き、本件分割により、本件事業に従事する甲  
の従業員の雇用契約を承継しない。

第9条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する事業について、競業避止義務を負わない。

第10条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意  
を持って業務の遂行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及  
ぼす行為を行うときは、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、これを行うものとする。

第11条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から本契約第7条に定める効力発生日の前日までの間において、天災地  
変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、  
甲及び乙が協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲  
及び乙が協議のうえ定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2024年8月30日

甲： 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

古河電気工業株式会社

代表取締役 森平 英也



乙： 東京都荒川区東日暮里六丁目48番10号

古河電工産業電線株式会社

代表取締役 徳田 繁



別紙

### 承継権利義務明細表

本件分割により、乙が、甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する権利義務とする。尚、本件事業とは、甲のメタル電線に係る開発、製造及び販売に関する事業とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2025年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在を計算の基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

#### 1. 承継する資産及び負債

効力発生日における本件事業に関する一切の資産、負債及びこれらに付随する権利義務。但し、次に記載するものは除く。

- ① 土地及び土地に付随する権利義務
- ② 他の事業または他の部門と共同で使用する建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、ソフトウェア、その他の資産であって、本件事業に従事する者が主な使用者でないもの。
- ③ 本件事業に係る買掛金
- ④ 本件事業に係る売掛金
- ⑤ その他甲及び乙が同意する資産及び負債

#### 2. 承継する知的財産

本件事業に係る甲の製造技術、ノウハウ、研究開発の成果、顧客情報等営業上の秘密その他甲及び乙が同意する情報及び知的財産。

#### 3. 承継する契約関係

売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的財産関連契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

ただし、次に挙げるものは除く。

- ① 本件事業に係る売買契約のうち、乙への承継が不相当であると甲及び乙が判断するもの。
- ② 他の事業または他の部門と共同で使用する建物、設備、通信機器、事務機器類、駐車場、ソフトウェア、知的財産等であって、本件事業に従事する者が主な使用者でないものに係る賃貸借契約、リース契約及び使用許諾契約並びにこれらに付帯する契約。

なお、必要に応じて、契約の相手側の承諾を得た上で、甲は乙に使用許諾をする。



4. 雇用契約の取扱い

本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約は、乙に承継しない。

以上



## 第49期報告書

令和05年4月1日から  
令和06年3月31日まで

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表

古河電工産業電線株式会社

# 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の状況

我が国経済は、2022年後半以降、サービスを中心とした個人消費や、好調な企業収益を背景として設備投資が持ち直すなど、内需を中心に緩やかな回復を続けており、2023年5月には新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、経済が自律的に循環する環境が整いました。

こうした環境の下、世界的な物価上昇は、輸入物価の上昇を通じて、2022年春以降、財物価を中心に我が国の消費者物価にも波及しました。こうした中で、2023年に入ってから、財・サービスとも価格改定頻度が高まるなど、物価の動向に変化の兆しも見られ始めております。また、2023年の春期交渉は30年ぶりの高い伸びとなっており、今後、賃金の上昇が持続的なものとなり、企業が増加した労務費を適切に販売価格に転嫁する流れが定着すれば、賃金と物価の好循環、ひいては所得増を生み出す成長と分配の好循環を軸として、デフレに後戻りすることのない経済環境が整っていくことが期待されております。

このような経済環境の下、当社としては、社会課題解決対応の高機能市場分野への進出を目指し、同時に新規製造技術による改良商品等新製品の上市を加速させ、機能線事業での収益の向上を図りました。また、働き方改革を進め、業務効率化や多能工化を推進し、より機能性の高い製品への移行を進めることで収益の向上を図りました。さらに、施工性の良いアルミ電線の製造・販売に注力した事業活動を継続しています。

当期の安全対策については、年度合計で労働災害を1件(不休業災害)発生させてしまいました。次年度はゼロ災を目標に、一層の安全管理徹底を図ります。

この結果、当事業年度の売上高は23,226百万円(前事業年度比+879百万円)、営業利益は1,096百万円(同比+863百万円)、経常利益は974百万円(同比+938百万円)、当期純利益は756百万円(同比+590百万円)の利益となりました。

また、純資産は、△218百万円(同比+770百万円)となっております。

【今後の当社としての対処すべき課題】

当期末の純資産は△218百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。しかしながら親会社からの財務支援継続の確約を得ており、債務超過解消に向けての計画は親会社からの承認を得ております。こうしたことから計算書類等は、継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響は計算書類に反映されておられません。当社としては計画に沿って再建していくことが必要と認識しております。

当社としての対処すべき課題は以下の通りです。

- ①全工場の無災害の達成
- ②全工場の生産性の改善
- ③KTS製品の品質向上と安定生産
- ④アルミCVの増産体制の確立
- ⑤棚卸資産の適正化
- ⑥社外クレームの削減
- ⑦老朽化設備の維持・更新と技術継承
- ⑧次世代の社会課題解決に貢献する高利益率製品開発の推進
- ⑨原材料等の高騰へ対応したスピーディーな価格転嫁

これらの課題に対処して早期に債務超過を解消すべく努めてまいる所存です。

(2)設備投資の状況

当事業年度中の起業費支出は447百万円でした。

当事業年度中の完成起業は294百万円でした。

当事業年度中に完成した主要設備

九州工場 高圧受変電設備、ゴムコンパウンドストレーナーSE-2

当事業年度継続中の主要設備の新設、拡充

平塚工場 61Bリジット撚り線機、押出ライン(KTS製品)

(3)資金調達の状況

当社の運転資金および設備投資資金は、古河電気工業株式会社からの借入金で手当しております。

(4) 財産および損益の状況

区分	第46期 令和2年度	第47期 令和3年度	第48期 令和4年度	第49期 令和5年度 (当期)
売上高(百万円)	18,130	23,920	22,347	23,226
営業利益(百万円)	△549	87	233	1,096
経常利益(百万円)	△654	45	36	974
当期純利益(百万円)	△768	△275	166	756
1株当たり 当期純利益(円)	△852.85	△305.62	184.18	839.62
総資産(百万円)	13,662	16,193	13,840	16,582
純資産(百万円)	△671	△925	△987	△218

(5) 重要な親会社(および子会社)の状況

① 親会社との間の取引に関する事項

当社の親会社は古河電気工業株式会社であり、同社は当社の株式 900 千株(出資比率 100%)を保有しております。

古河電気工業株式会社は当社へ原材料の一部を供給しており、当社製品の一部を購入しております。

古河電気工業株式会社より資金融資を受けております。

又、当社の一部の工場は古河電気工業株式会社の不動産を賃借しております。

これら取引に当たり当社は価格、その他取引条件が市場実勢を勘案して通常の見積条件で行われることなどに留意しております。その取引条件を基にして予算を作成し、当社取締役会でその予算を承認しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
FEIC テクノ株式会社	13,000 千円	100%	ゴムモルト加工 ビニールモルト加工

(6) 主要な事業内容

産業用電線及びその加工品の製造・販売

(7) 主要な事業所および工場

本社 東京都荒川区

国内生産拠点 平塚工場(神奈川県平塚市), 九州工場(福岡県北九州市)

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
251人	10名増

令和6年3月31日現在

(9) 借入先及び借入額

借入先	借入額
古河電気工業株式会社	11,276百万円

令和6年3月31日現在

2. 会社の株式に関する事項 総務

(1) 発行済株式総数 900,000株

(2) 株主数

古河電気工業株式会社 1名

### 3. 会社役員に関する事項

#### ①取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	他の法人等の勤務の状況
小塚 崇光	取締役社長	
堀内 文彦	専務取締役	
中里見 直道	専務取締役	
西口 雅己	取締役	
植木 勲	取締役	
豊泉 健二	取締役(非常勤)	古河電気工業株式会社
石垣 一郎	取締役(非常勤)	古河電気工業株式会社
徳田 繁	取締役(非常勤)	古河電気工業株式会社
青山 貴明	監査役(非常勤)	古河電気工業株式会社
鈴木 治	監査役(非常勤)	古河電気工業株式会社

### 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当該事業年度における会計監査人の報酬等の額

##### ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

9,800 千円

### 5. 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築・整備についての基本方針」につき決議しています。基本方針及び今年度の運用状況の概要は以下の通りです。

当社は、事業環境や市場の変化に機動的に対応した事業運営を行い意思決定の迅速化など経営の効率化を追求する一方、以下の方針と体制によって、経営の健全化の維持・向上に努め、企業価値の増大を図ります。

下記業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、下記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、コンプライアンス・リスク管理室が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制



- ①「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、社内教育や法令違反の点検等のコンプライアンス活動を行います。  
当期中、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を6回開催しました。
- ②「内部通報制度」を設置し、通報者保護との調和を図りつつ、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が適正かつ迅速に対応致します。
- ③業務監査部が内部監査部門として、各部門の職務執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているか検証します。  
当期中、業務監査部が各部門で監査を実施しました。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①重要な意思決定に係る記録及び書類は、法令及び「文書保管規程」その他の社内規程に基づき保管致します。
- ②取締役は、「文書保管規程」に従って文書の保存・管理を適切に行うよう指導致します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク全般を俯瞰し、その評価と管理方法の妥当性について検討する体制を整えます。
- ②重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断します。
- ③部門でのリスク管理状況は、業務監査部の内部監査の対象とします。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①達成すべき経営目標を具体的に定め、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会に報告致します。
- ②取締役会、稟議等の付議基準を定めるとともに、「職務分掌・権限規程」により職務権限と担当業務分掌の明確性を確保する。また、組織変更等に対応して、常に見直しがされる仕組みを作ります。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①子会社へは、非常勤役員等を派遣し、経営全般についてのモニタリングを行うほか、業務監査部は子会社監査を実施します。  
当期中、業務監査部により当社子会社の FEIC テクノ株式会社への監査を(平塚及び九州)実施しました。
- ②子会社の状況を定期的に取締役会に報告し、経営状況のチェックを行います。  
当期中、関係会社報告として当社子会社の FEIC テクノ株式会社の報告を4回実施しました。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、協議の上適任者を配置します。
- ②補助使用人は監査役付の発令を受け、監査役の指揮命令に従い監査役業務の補助を行います。
- (7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、異動、考課、懲戒等については、監査役の同意を要します。
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - ①監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行わなければならない。
  - ②監査のため必要と判断する会議及び資料については、常時出席、閲覧が可能な体制を維持します。
  - ③内部統制の構築・運営状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況については、取締役又は部門責任者が、適宜監査役に報告します。
  - ④「会社に著しい損害を及ぼす事項」及び「取締役の法令・定款に違反する重大な事実」を発見したとき、「内部通報による通報内容」の調査を実施したとき、「行政当局等から指摘、処分等」を受けたときは、速やかに監査役に報告します。
- (9)当社および子会社の取締役または使用人による当社監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - ①監査役への前号の報告を行った当社および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことについて、「古河電工グループCSR行動規範」および「コンプライアンスに関する規程」に定めます。
- (10)当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ①監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (11)その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役監査基準を周知し、監査役監査の重要性について社内の認識理解を深めます。
  - ②監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要と認めるときは、追加監査の実施、業務改善等の策定を求めることができます。
  - ③監査部門の強化を図り、監査役との連携を密にします。
  - ④その他監査役からの監査役監査の実効性確保等の要請があった場合は、取締役及び使用人は誠実に対応します。

以上

事業報告に係る附属明細書  
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 事業報告の内容を補足する重要な事項  
記載すべき重要な事項はありません。

# 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,387	流動負債	15,730
現金及び預金	0	支払手形	238
電子記録債権	165	電子記録債権	179
売掛金	10,797	買掛金	3,653
仕掛品	906	短期借入金	10,016
原材料及び貯蔵品	1,320	一年内返済予定長期借入金	417
未収入金	581	未払金	124
その他	402	未払法人税等	236
	217	未払消費税	107
固定資産	2,195	未払費用	547
有形固定資産	1,629	賞与引当金	198
建物	86	その他	14
構築物	23	固定負債	1,069
機械装置	867	長期借入金	843
車両運搬具	4	繰延税金負債	11
器具備品	52	製品補償引当金	215
土地	415	その他	0
リース資産	1		
建設仮勘定	181	負債合計	16,799
無形固定資産	114	純資産の部	
施設利用権	3	株主資本	△ 375
ソフトウェア	24	資本金	450
ソフトウェア仮勘定	87	資本剰余金	1,684
投資その他の資産	451	資本準備金	1,684
関係会社株式	13	利益剰余金	△ 2,509
前払金の	429	利益準備金	36
その他	10	その他利益剰余金	△ 2,545
		固定資産圧縮積立	64
		別途積立金	30
		繰越利益剰余金	△ 2,639
		評価・換算差額等	158
		繰延ヘッジ損益	158
資産合計	16,582	純資産合計	△ 218
		負債及び純資産合計	16,582

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		23,226
売上原価		20,453
<b>売上総利益</b>		<b>2,772</b>
販売費及び一般管理費		1,677
<b>営業利益</b>		<b>1,096</b>
<b>営業外収益</b>		
製品事故補償	1	
その他	3	3
<b>営業外費用</b>		
支払利息	74	
製品補償損失	48	
その他	3	125
<b>経常利益</b>		<b>974</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	2	2
<b>税引前当期純利益</b>		<b>972</b>
法人税, 住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	16	217
<b>当期純利益</b>		<b>756</b>

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

	株主資本										評価・繰算差額等	純資産合計
	資本剰余金		利益剰余金						株主資本合計			
	資本金	資本準備金	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別添積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	利益剰余金合計	株主資本合計			
当期末残高	450	1,684	36	64	30	△3,395	△3,300	△3,265	△1,131	144	△987	
当期末残高												
当期変動額												
当期純利益												
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当期変動額合計												
当期末残高	450	1,684	36	64	30	△2,639	△2,545	△2,509	△375	14	△218	

(注)金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1-1 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
製品・仕掛品・原材料・・・・月別総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  
貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法

#### 1-2 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却 定額法
- (2) 無形固定資産の減価償却 定額法
- (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 1-3 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金 簡便法に基づき期末時点に在籍する従業員の自己都合退職要支給額および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、従業員の自己都合退職要支給額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他に計上しております。
- (3) 製品補償引当金 九州工場で製造した 6kVVCV ケーブル絶縁破壊事故対応の支出に備えるため今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

#### 1-4 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業は、建設用ケーブル、船舶用、鉄道用、産業機械向け電線の製造および販売です。製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品を顧客に引き渡すことが履行義務であると判断しております。そのため法的所有権、商品の所有に伴う重大なリスクと経済価値、物理的占有の移転及び対価の支払いを受ける権利が商品の引き渡し時点で生じると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。なお、『収益認識に関する会計基準の適用指針』第 98 項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## 1-5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の処理

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしているものは振当処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

銅先物取引・・・原材料  
為替予約・・・買掛金

#### ③ ヘッジ方針

確定的な売買契約に対し、原材料価格変動等のリスクを回避することを目的としてヘッジを行っております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

### (2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

会期上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産 218 百万円

(注) 上記は繰延税金負債相殺前の金額です。

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,675 百万円

(2) 債権流動化に伴う買い戻し義務額 450 百万円



- (3) 関係会社に対する債権および債務
- |                |            |
|----------------|------------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 218 百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 13,559 百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 843 百万円    |

(4) 国庫補助金による固定資産圧縮額

国庫補助金による圧縮記帳額は11百万円であり、貸借対照表計上額は、この圧縮記帳額を控除しております。

その内訳は、機械装置11百万円であります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引による取引高      |           |
| 売上高             | 1,158 百万円 |
| 売上原価・販売費及び一般管理費 | 8,696 百万円 |
| 営業取引以外の取引高      | 74 百万円    |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	900	—	—	900	
合計	900	—	—	900	

## 6 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	108 百万円
減損損失	54
賞与引当金	60
その他	88
繰延税金資産小計	310
税務上の繰越欠損金に係わる評価性引当額	△77
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△15
評価性引当額小計	△92
繰延税金資産合計	218
繰延税金負債	
前払年金費用	131
繰延ヘッジ利益	70
その他	28
繰延税金負債合計	229
繰延税金負債の純額	11

## 7. 金融商品関係に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については元本割れのない安全な運用を行うことを基本とし、古河電工グループのグループ内金融を利用しております。デリバティブ取引については投機目的では行わないものとしております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。投資有価証券はすべて子会社株式であり、市場価格の変動リスクに晒されてはおりません。

買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち長期借入金の一部は、金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、社内関連規程に従って行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権及び売掛金、支払手形及び電子記録債務及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
長期借入金 (*3)	(1,260)	(1,262)	(2)
負債計	(1,260)	(1,262)	(2)
デリバティブ取引 (*2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(16)	(16)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	227	227	—
デリバティブ取引計	211	211	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(\*3) 長期借入金には、一年以内長期借入金を含めて計上しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 長期借入金

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (2) デリバティブ取引

##### ① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引の時価は、商品先物相場によっております。

##### ② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関等から提示された価格によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	13

非上場株式については市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

会社計算規則第110条第1項の規定により、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### ①親会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位：百万円)	科目	期末残高 (単位：百万円)
			役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社	古河電気工業(株)	被所有割合 直接 100%	—	当社商品 の販売 材料・商品 仕入 当社への 融資	商品の販売 材料・商品仕入 業務委託費 支払家賃 研究費 運転資金借入 起業資金返済 起業資金借入 借入金利子	1,158 8,313 137 97 96 644 567 544 74	売掛金 未収入金 買掛金 未払費用 短期借入金 長期借入金	53 153 2,856 165 10,016 1,260

### ②兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位：百万円)	科目	期末残高 (単位：百万円)
			役員の兼 任等	事業上の 関係				
親会社 の子会社	古河エレコム(株)	—	—	当社商品 の販売	商品の販売	1,195	売掛金	662
親会社 の子会社	古河産業(株)	—	—	当社商品 の販売 材料・商品 仕入	商品の販売 材料・商品仕入	15,113 3,697	売掛金 買掛金	8,127 540

(注1) 製品の販売及び購入については、市場価格などを勘案した上で、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の借入条件については、市場金利などを勘案した上で、両者の協議の上決定しております。

(注3) 古河電気工業(株)からの運転資金借入の取引金額は、短期借入金の期首と期末の差額を記載しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 11.1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額                      △241 円 91 銭

1株当たり当期純利益                      839 円 62 銭

### 12. 後発事象に関する注記

該当はありません。

## 計算書類に係る附属明細書

第49期	令和 5年4月1日から
	令和 6年3月31日まで

### 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	96	6	1	15	86	285	371
	構築物	26	-	0	2	23	30	54
	機械装置	879	256	0	268	867	11,672	12,539
	車輛運搬具	6	-	0	2	4	69	72
	工具器具備品	40	27	0	15	52	595	647
	土地	415	-	0	-	415	-	415
	リース資産	2	-	-	1	1	24	25
	建設仮勘定	74	396	289	-	181	-	181
	計		1,537	686	290	303	1,629	12,675
無形固定資産	施設利用権	3	-	0	-	3	-	-
	ソフトウェア	32	5	0	13	24	-	-
	ソフトウェア仮勘定	41	51	5	-	87	-	-
	計		76	56	5	13	114	-

1. 機械装置の当期増加額の主たるものは、
 

高圧受変電設備の更新	九州工場	一式	47百万円
ゴムコンパウンドストレーナーSE-2の更新	九州工場	一式	42百万円
BM-2フロートの更新	九州工場	一式	24百万円

 であります。
2. 建設仮勘定の当期増加額の主たるものは、
 

61Bリジット燃り線機の購入	平塚工場	一式	106百万円
高圧受変電設備の更新	九州工場	一式	47百万円

 であります。
3. ソフトウェア仮勘定の当期増加額の主たるものは、
 

脱ホスト対応	平塚工場	一式	44百万円
--------	------	----	-------

 であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
賞与引当金	177	198	177	198
退職給付引当金	△ 346	△ 20	63	△ 429
製品補償引当金	301	48	133	215

(注) 退職給付引当金の期末残高は、前払年金費用に振り替えております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
給 与	296	
賞 与	34	
賞与引当金繰入額	40	
退 職 給 与	△ 108	
法定福利費	57	
指定厚生費	1	
一般厚生費	14	
減価償却費	18	
租 税 公 課	49	
賃 借 料	58	
消耗工具備品	14	
事務用品	1	
修 繕 費	4	
運 賃	661	
荷 造 費	89	
宣 伝 費	4	
外国旅費	1	
国内旅費	30	
通 信 費	23	
交 際 費	8	
調査研究費	99	
雑 費	1	
外部諸掛	403	
その他	△ 124	
計	1,677	

(注) 金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

古河電工産業電線株式会社

監査役 鈴木 治 殿  
監査役 青山 貴 明 殿

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 太 洋  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河電工産業電線株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務執行責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監査役は、第49期事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会計計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する運用を含めた事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であるものと認めます。

令和 6年5月29日

古河電工産業電線株式会社

監査役

鈴木 治 

監査役

青山 貴明 